

解体工事に係る最低制限価格等について

解体工事の入札に係る最低制限価格等の算定方法について、下記の理由により令和8年6月24日から改正します。なお、解体工事以外の工事については変更ありません。

1. 極端な低価格による受注は、下請け業者等協力業者へのしわ寄せや、安全管理の低下を招く等、建設業界のみならず社会全体にも悪影響を与えることにもなりかねないため
2. 解体工事は品質を確保すべき成果品（建築物等）がないため
3. 他の工事と異なり産業廃棄物管理票（マニフェスト）により契約の適正な履行を確保することが可能であるため

【最低制限価格】

設計金額1千万円以上の一般競争・指名競争入札に付する解体工事を対象とし、入札公告・指名通知に記載します。

【最低制限価格の算出方法】

下記の方法により算出した平均比率を本件予定価格に乗じた額を最低制限価格とする。

（算出方法）

- (1) 有効な入札参加者数に100分の60を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を求め、その数を算定数とする。
- (2) 入札価格の低いものから算定数分の入札について、その平均価格（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を求め、その数に100分の85を乗じ、それぞれの予定価格を除した数（単位はパーセントとし、小数点第3位を切り捨てた数）を比率とする。
- (3) 直近5件の町発注解体工事（設計金額1千万円以上）について、平均比率（単位はパーセントとし、小数点第3位を切り捨てた数）を求める。
- (4) 平均比率を本件予定価格に乗じた額（千円未満切り捨て）を最低制限価格とする。

(算出例)

【A案件】解体工事

A案件予定価格 45,000,000 円

No.	業者名	入札金額
1	A社	38,000,000 円
2	B社	39,500,000 円
3	C社	42,000,000 円
4	D社	42,477,000 円
5	E社	42,600,000 円
6	F社	43,600,000 円
7	G社	44,300,000 円
8	H社	45,360,000 円
9	I社	49,150,000 円
10	J社	辞退

- (1) 有効な入札参加者数 = 9社
算定数 = 9社×100分の60 = 6
(2) 算定数分の平均価格 = 41,362,833
A案件比率 = $41,362,833 \times 100 \text{ 分の } 85 \div 45,000,000$
= 78.12%

- (3)
$$\frac{\text{A案件比率} + \text{B案件比率} + \text{C案件比率} + \text{D案件比率} + \text{E案件比率}}{5}$$

$$= \frac{78.12\% + 75.32\% + 74.31\% + 79.39\% + 82.14\%}{5}$$

$$= 77.85\%(\text{平均比率})$$

- (4) 最低制限価格(千円未満切り捨て) = 平均比率 × 本件予定価格